

平成26年第18回教育委員会定例会

開会年月日 平成26年9月22日(月)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 安藏誠市
同 委員 外松和子
同 委員 長島良介
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第42号 平成26年度教育関係予算案(補正第1号)について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継
続審議〕

3 協議

- (1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕
- (2) 平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告

平成26年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
 平成27年度学校用務業務民間委託について
 教育委員会所管施設における Dengue 熱への対応について
 東京都石神井学園における特別支援学級の設置について
 平成27年度学校給食調理業務民間委託について
 平成26年度「練馬子ども議会」の開催結果について
 その他
 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 その他

開 会 午前 10時00分
 閉 会 午前 11時28分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部こども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長	吉 岡 直 子

委員長

ただいまから平成26年第18回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が3名おいでになっている。よろしく願います。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は議案1件、陳情8件、協議2件、教育長報告7件である。

- (1) 議案第42号 平成26年度教育関係予算案(補正第1号)について

委員長

初めに議案である。議案第42号、資料の1、平成26年度教育関係予算案（補正第1号）について。この議案については私立幼稚園に関する予算案が含まれている。具体的には資料1の5ページにある国庫支出金の2教育費補助金の1幼稚園就園奨励費、8ページにある2教育振興費の1各種助成費となる。

安藏委員は練馬区私立幼稚園協会副会長を務めていることから、直接利害関係がある案件となる。そこで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項に基づき、各委員の同意を得た上で、予算案全般にご意見、ご質問をいただき、私立幼稚園に関する予算案を採決する際はご退室いただくこととしたいと思うが、いかがか。

委員一同

結構である。

委員長

それでは、そのようにさせていただく。

それでは、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお伺いする。

では、私から質問をさせていただく。3ページの17番、保育士等の処遇改善にかかる費用の補助金を計上するという、処遇改善というのは具体的には給与のアップということなのか確認したい。

それから、その下の18番の保育支援者の配置にかかる費用の補助金を計上するとあるが、配置というのは人を増やすということになるのかどうか教えてほしい。

保育課長

まず、17番であるが、認可保育所には、民間施設給与等改善費という給与の上げ方がある。勤続年数などにより毎年ベースアップのような考えがあるが、それに対してさらに上乘せをするという特例事業が今回あった。それにかかわる経費である。これについては国または東京都から補助金が入ってくる形である。

それから、次の18番、保育体制強化事業に伴う経費であるが、保育支援者といって新たな考えの制度であるが、保育士のお手伝いをするという形で、保育士の業務の中には直接子供にかかわるところではない部分の業務がある。そういったことをやってもらう人を配置できるという制度である。これも国の制度として今回、新たにできたというものである。

委員長

働きやすくなるということになるかと思う。

ほかの方、いかがか。

では、続いて質問させていただく。5ページの都の支出金の3番の2安心こども基金事業費が補正予算でかなりついているが、この内訳はどのようになっているのか。例えば防犯カメラの設置があるのかと思うが、ほかにどんなところに振り分けられているのか教えてほしい。

保育計画調整課長

こちらのほうは主に保育所や認可外保育施設の施設整備に係る国の補助金の名称である。歳出のほうでいうと4ページの一番上、(19)保育所の施設整備に伴う経費の、こちら、特定財源5億4,000万円余、それから(20)保育所の賃借料補助に伴う経費、特定財源850万円余、この大部分を占めているものが安心こども基金事業費になっている。東京都を經由して国の補助金があるというものである。

教育総務課長

先ほどおっしゃっていた防犯カメラの補助金については、その上の2の教育費補助金の通学路防犯設備整備事業費というものがある。こちらのほうが防犯カメラの補助金になっている。

こども家庭部長

ただいま委員長からご指摘のあった5ページの安心こども基金であるけれども、子供たちの安全・安心にかかわる経費の補助のかのごとき名称であるが、大部分は保育園関係の充実のための事業である。したがって、この補助金名からはなかなかそれが想起できないような記載になっているけれども、基本的にはそういうところにほとんどの経費が対象となっていて、使われているところである。

委員長

どうということかと疑問を持ったが、わかった。

教育長

3ページの一番上の2つ、(8)と(9)、これは東京都の委託事業、「新規」と書いてあるけれども、この背景と中身を教えていただきたい。

教育指導課長

まず、(8)安全教育推進事業に伴う経費ということであるが、こちらは安全教育を推進するための研究を進めるということで、大泉北中学校と大泉第一小学校が連携して安全教育推進のための研究を進めていくということで、都からこちらの指定を受けて、そのための経費となっている。

(9)になるが、小学校動物飼育推進事業に伴う経費であるが、こちらは豊溪小学校で動物を飼育するための経費、都でやはりこちらも研究ということで認められて計上したも

のである。

委員長

わかった。

ほかにご質問、ご意見ないか。

よろしいか。

それでは、ここでまとめたいと思う。まず、私立幼稚園に関する予算案について採決する。

具体的には、資料1の5ページにある国庫支出金の2教育費補助金の1幼稚園就園奨励費、8ページにある2教育振興費の1各種助成費となる。

これらの予算案については安蔵委員に直接利害関係がある案件であるため、一旦ご退室をお願いする。

(安蔵委員退室)

委員長

それでは、私立幼稚園に関する予算案については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

よろしいか。

それでは、私立幼稚園に関する予算案の採決を終えたので、安蔵委員にご入室いただく。

(安蔵委員入室)

委員長

それでは、私立幼稚園に関する予算案以外の予算案については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

今回、私立幼稚園に関する予算案と、私立幼稚園に関する予算案以外の予算案を個別に採決したが、それぞれ承認となったので議案第42号については「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕

- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。継続審議中の陳情8件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情案件について、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。

協議(1)練馬区立学校の教育課程の在り方について。

この協議案件については、本日資料が提出されているので、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

教育現場の学校の校長先生方のご意見を集約したということである。
ご意見、ご質問をお願いします。

教育長

先ほど課長から、5番で、小中一貫教育の推進に支障を来す可能性があるということ、その下に年間の二学期制と三学期制の流れがあって、相互に矢印がついているが、この辺、小中一貫教育の推進に支障を来すということをもう少し、ご説明いただければと思う。

教育指導課長

表をご覧くださいますと、まず二学期制の6月から7月にかけてであるが、二学期制をやっていると長期休業前でも移動教室等の行事、校内研究、研究発表、また授業研究等を実施することが可能であるが、三学期制になるとこの時期は評価、特に通知表の作成ということになり、二学期制の学校と三学期制の学校では職員の動きが異なってしまう。この時期は小学校と中学校の教員が一堂に会しての研究を進めていくことが困難になるということである。

同様に9月、10月については、今度は逆に、二学期制の学校が評価の時期となるので、そのことが困難になる。また、11月、12月についても同様で、そうしたことから、年間を通して小中一貫として小学校と中学校の教員が出前授業であったり、訪問授業であったり、また教員同士が一堂に会しての研究をすることが困難であるといったことから、小中一貫を進めていく上で支障が生じるということでもとめたものである。

以上である。

委員長

よろしいか。

この表は小中が別になった場合には難しいというご説明に活用されたと思うが、小中が別ではなくて両方とも三学期制になったときでも、この時期には通知表等の事務作業があるために、こういう研究会等は持ちにくいということは言えるとも思うが、その辺はいかがか。

教育指導課長

仮に三学期制に小学校、中学校ともに移行した場合、下の段の三学期制の表になるが、5月、6月に小学校、中学校が一緒になって、また10月、11月にかけて合同で研究をするということで、同じ時期に設定することが可能となる。

委員長

今の二学期制のときとは違う時期に、少しずらした時期にできるということである。

教育長

同じページの下の方の6番の「三学期制の在り方について」の中で、最後に「新たな三学期制」という言葉がある。これのイメージであるが、このページの一番上の学びの連続性の確保について、夏休みの過ごし方を含めた学習意欲の向上を図る手だてが必要だということ、それから3番目には年間を通した評価という手法を取り入れる必要があるということ、4番目には年間行事の見直しをある程度する必要がありということ、これら

がいわば新たな三学期制の中で見直されて、生かされるというイメージでいいのか。

教育指導課長

まず、二学期制でさまざまな成果が上げられた。特に長期休業期間、夏休み等で学習の補充教室であるとか、面談等を実施することができたということがある。そのことで夏休み前と夏休み後の授業について、より一層学びをつなげていく、深めていくことができるという成果があった。

三学期制になった場合についても、一学期と二学期を全く切り離してしまうということではなく、一学期で学んだことについてさらに、まだまだ十分ではない部分については夏季休業期間に補充教室を開く。また一学期で課題となったところについては夏季休業中に目当てを持たせる、そして2学期からの学びにつなげるといったようなことで、二学期制の成果を踏まえたというところがある。

また、評価については、先ほど2ページ目の3番に書いたが、実技教科については1週間で授業時数が非常に少ないと、2時間程度しかない。三学期については10時間に満たない授業時数で評価をしなくてはならないということで困難がある。新たな三学期制については、評価についても三学期は三学期だけで評価するのではなく、年間を通した評価をするなど工夫が必要ではないかというような、新たな三学期制に向けて校長先生方からのご意見をいただいたところである。

また、教師の意識として、これまでの三学期制と違い、やはり一学期、二学期、三学期、年間を通した連続した中で子供たちの学力向上に向けて一人一人の課題等について捉え、できるだけきめ細やかな指導を充実していくことが必要になってきている。そうした教員の意識の点でも、新たな三学期制というところで構築していかななくてはならないということが挙げられている。

委員長

よろしいか。

教育長

もう一つ、授業時数の関係で、1ページ目に三学期制を導入することによって小学校は4時間、中学校については10時間ほど時数が減ることであるが、これは当然学力定期検査ももちろんあるが、始業式、終業式、そういう学校行事の部分がある。その辺というのは、従前の三学期で行っていた始業式、終業式をそのまま踏襲するのではなくて何らかの工夫というか、授業時数を確保するための工夫みたいなものは、考えられる余地というのはあるのか。その辺、聞かせてほしい。

教育指導課長

終業式、始業式等についても、一学期についてはその後の授業は困難かもしれないが、二学期、三学期等については式が終わった後でも授業は可能かと思う。また、午後についても授業を実施することは可能かと思うので、そうしたところでこれまでの始業式、終業式、行事だけでその日は1日の学校での生活が終わるということではなく、授業に

つなげるということも可能であると考えている。

以上である。

委員長

よろしいか。

話が戻るようであるが、授業時数の1ページ目の表のところで確認したいのだが、三学期制の土曜授業年間8回と、年間授業時数1,159で、+179とあるが、これは土曜日の授業時数は1,159の中には入っている数字なのか。

教育指導課長

こちらは入っている数字である。

委員長

それから、2ページ目の5番で小中一貫教育の推進についてあるが、国の動向として小中一貫校を制度化していくことが、進められていく方針が出されたので、この動向についてわかることがあれば教えてほしい。

教育企画課長

現在、国においては中央教育審議会に新たな学制についての諮問がなされているところである。その中に小中一貫教育学校といったような、仮称であるけれども、新たな学校を学校教育法の条文の中に設けていくといった検討がなされているところである。具体的には中教審の下の方科会で検討が進められているという状況である。

また、それに伴って学校の教員の免許状についても、小中を教えられる免許状の創設についてもあわせて検討されているという状況である。

まだまだ検討が始まったばかりではあるが、漏れ聞くところによると年内にはできるだけ方向を出したいといったようなことが検討されているようである。

以上である。

委員長

ありがとう。

ほかにご質問あるか。

外松委員

まず、1ページ目、授業時数はご説明があったように、三学期制になっても、練馬区では年間8回の土曜授業を実施しているので、授業時数の確保は確実にできると捉えてよいだろうと思った。

次のページ、学びの連続性について、練馬区においてはここ何年間か二学期制を実施してきて、学びの連続性ということ、二学期制を始めるに当たってうたっていたが、それがしっかりと定着してきた、この成果が上がってきているのだと思う。

三学期制になった場合にその良さを生かすということだが、まず、二学期制で今まで

夏休み前に面談ができていたということは、ここの下の表にもあるが、通知表の作成がないということが非常に大きなことだったのではないかと思う。三学期制になった場合に、夏季休業前に面談を設けることが果たして具体的にはどのくらい可能なのか懸念している。面談を通してお子さんたちの学習を補充するなど、そういうことを家庭や本人に明らかにして、夏季学習補充教室を行って来て、それが成果となっている部分にあらわれてきたのが今の状況だと私は捉えている。

だから、課題としては、三学期制になったときに、どの時期に学びの連続性を持たせるための面談というか、面談が適切かはわからないが、夏季休業中にどのように学習意欲を持って取り組むかということを見守りや生徒本人に自覚してもらい、保護者に意識していただく機会をどういうところで設けるかというのは、これから検討していかなければならないことだと思う。

あわせて、今までの夏季学習補充教室の実施状況なども、今日でなくてもよいがお聞かせ願えたらと思う。

それと、3番にまいって、きめ細かな指導と評価の充実というところで、特に移行した場合に、中学校等でも校長先生方が報告していたように、授業時数の少ない授業の評価をどうしていくかということが課題だと取り上げられ、三学期は今までと違って年間を通した評価とするという考え方も検討していかなければいけないのではないかというご意見も伺った。

これをやっていく場合は、親御さんは今までの三学期制という感覚しか経験されていないので、そういう評価の仕方だという共通認識をしていただくための工夫や啓蒙がとても重要になってくるのではないかと思う。

もし練馬が新しく三学期制を導入し、特に三学期に関しては年間の学びの評価という観点で通知表を作成していくということならば、そういう方向性で実施している自治体がほかにあつたらぜひ事例等も教えていただきたいと思う。これは今後のかなりの検討課題になるのではないかと思う。

今のところ意見等を含めて述べさせていただいた。

委員長

夏季補充教室の実情であるか、それについては資料請求があったと考えてよろしいか。

教育指導課長

夏季補充教室の実施状況についてであるが、小学校、中学校それぞれ、各学校の実情に応じて実施をしている状況である。特に、教育委員会では学力向上支援講師等を夏季補充教室に派遣して、学力向上に向けて取り組んでいるところである。

また、教職員等についても、夏季休業前に学んだ内容について、定着の状況が十分ではない子供たちを対象に夏季補充教室を実施し、子供たちの確かな学力の定着に向けて取り組んでいるところである。

実施校数と実施時数等については、また改めてご説明させていただきたいと思う。

委員長

よろしく願います。

教育指導課長

また、新たな三学期制を実施している自治体の事例等についてである。今三学期制は非常に増えていて、今年度、石川県の金沢市では三学期制を実施したが、金沢市では新たな三学期制ということで一学期を基礎、二学期を向上、三学期を充実といった名称で呼んで、この1年間を通して子供たちの学力をつけていく。そして、三学期については1年間のまとめた評価を保護者に示すというようなことでやっているのを聞いている。

また、さまざまな自治体のそうした事例等もこちらのほうで収集して、三学期制に移行した際には、先行事例をもとに新たな三学期制の構築をしていきたいと考えているところである。

以上である。

委員長

通知表については各学校に基本的には任せられているかと思うが、今の事例であると新たな三学期制に向けてということで、全体でそのような共通理解をして、保護者にもそういうことをお伝えしながら、全部で取り組んでいくということであるか。

教育指導課長

それについてはまた検討委員会を設置して、三学期制へ移行することが決定した場合には校長、副校長、また教職員等の意見等も聞きながら、どのような新たな三学期制を練馬区として設けていったらいいのか、構築していったらよいか研究してまいりたいと考えている。

委員長

金沢の場合には先ほどのお話があったように、全体として方向性が打ち出されている事例ということか。

教育指導課長

金沢市では、市として全校的な取り組みとしてそのように行っているということである。

委員長

ありがとう。

検討委員会を立ち上げていくというようなことが6番のところにも記載されているが、皆様のご意見としてはそういう形が必要かということか。

長島委員

検討委員会であるけれども、校長、副校長、教員ということであるが、このメンバーでいかれるということか。もしくは、また検証委員会のときのように保護者を入れるこ

とは考えられていないのか。

教育指導課長

三学期制に移行することが決定した場合、校長、副校長、教員の代表等ということで記載している。「等」については、検証委員会ではPTAの方であるとか、学識経験者であるとか、さまざまな方々が入っていたが、三学期制の移行についての検討委員会となると主に教育課程の編成が中心になるので、やはり現場の管理職、教職員が中心になったほうがよいのではないかということで、このように記載させていただいた。検討委員会のメンバーについてはまた今後、研究してまいりたいと考えている。

長島委員

資料7番、三学期制の移行時期について、おおむね二学期制が5年かかったということで、大体どのように考えられているのか。

教育指導課長

二学期制については、今まで教職員、また子供もそうだが、保護者等も二学期制については経験がなかったということで、研究校を設けてどのような二学期制を進めていったらよいのか、一定の期間が必要であったということで、5年間という時間をかけて構築してまいった。しかしながら、三学期制については現在いる教職員については自身が子供の頃には三学期制を経験しているし、また練馬区が初任ではない教職員については、多くが教員として三学期制を経験している。そうしたことから、教職員についてはこれまでの三学期制のイメージを持っての三学期制の実施を迎えることができるということがある。

しかしながら、新たな三学期制ということ、答申の中でもあったが、考えていかななくてはならないということで、ただ三学期制に戻すというわけではなく、新たな三学期制を構築するために一定の期間が必要だと記載がある。一定の期間と申しても皆さん経験のある先生方が多いので、1年間程度あれば大丈夫かと考えているところである。

教育企画課長

今、1年程度というお話があったが、現在、通知表については区内全域を1つのシステム中で、様式は別々であるが、打ち出すような形をとっている。そのシステム改修にも、決定いただく時期にもよるが、1年程度はやはりかかると思っているところである。

委員長

ほかにご質問、ご意見あるか。

研究校を指定するか、しないかということについてであるが、新たな三学期制がどのような内容が予想されるのかということを検討委員会で話していく中で、研究する必要があるかないかということが出てくるという感じがするので、三学期制に移行するのであれば、6番に書いてある検討委員会が大変大きな役割を果たすことになるだろうと思う。その話の中で研究指定校をつくるかどうかということも検討していただきたいと思

う。

もう一つは質問だが、7番の「次の学習指導要領の改訂に向け」とあるが、学習指導要領の改訂はいつごろが予想としてあるのかということ、その前に移行期間もあるかと思うので、大体これはどれぐらいの期間を考えているのか。

教育指導課長

学習指導要領が改訂されるのが平成30年というように報道等されているところである。全面実施については、小学校については平成32年、中学校については平成33年という報道となっている。正式な発表はないが、大体そのぐらいのスパンで行われるのではないかと予想している。

委員長

ということである。期間等を考えるときの参考になるということで、ほかにご意見、ご質問はあるか。

教育長

総括的に、練馬区教育委員会としては6～7年前に二学期制にしたわけである。そのときに学びの連続性、そしてとりわけ教師と子供たちとの向き合いというか、それを大事にしていこうではないかということで、当時の授業時数の全体状況を勘案すると、二学期制にして少しでも授業時数を確保しながら、今申し上げたことでやっていくという結論を出したわけである。

そういう中で、今回、教育課程の検証というものを、ある意味では二学期制の検証を行ったわけである。その中でアンケートをとった。そこで非常にある意味ショックだったのだが、二学期制によって教師が児童・生徒と向き合う時間的ゆとりが生まれたと思うかという問いに対して、小学校の先生は半分近くがゆとりは生まれたと回答している。ところが、同じ小学校の保護者はたった12.8%しか評価していない。あるいは、学びの連続性に関しても、二学期制によって1つの学期が長くなることで学びの連続性につながったと思うかという問いに対して、小学校の先生たちはこれもやはり半分近く、44.3%がつながっていると思うと回答しているけれども、同じ小学校の保護者はたった15.3%しか評価されていないということがあった。

私どもはできるだけ、二学期制を導入した以上、できるだけ二学期制を充実させることによって子供たちのよりよい学習環境を確保していくことを目指すのが本来の在り方だろうと思っていたが、7年、8年たっとなおこれだけの乖離があるということに対しては、私としては制度そのものの見直しというものを決断せざるを得ないのではないかと考える。

先ほど来お話があるように、ただ、そうはいっても私は二学期制を行ったことのよかったこと、意義というのは必ずあったと思うし、とりわけ小学校の先生方が評価しているように、これはやはりこれからも続けていきたいと思っている。そういう意味で、教育指導課長が言っているように仮に教育委員会で三学期制に戻そうという結論が出たとしても、それは単純にもとの三学期制に戻すことではなくて、二学期制で培ったさまざま

まなよい点は生かしながら、新しい三学期制を導入していくのだということに当然なるのだろうと私は思っている。

時期については、校務システムの関係であるとか、あるいは学習指導要領の改訂が控えているということもあり、また修学旅行の計画を2年前にやらなくてはいけないということもあったりして、それらを勘案するとそんなに長い検討期間、研究期間を置いて戻すことは、逆に現場に混乱を来すことになりはしないかという懸念も一方ではある。

私としてはそろそろ教育委員会として一定の方向性を出し、そして何よりも学校現場、それから子供たちが、保護者も含めて、学期制を変えることによって混乱を来すことがないようにしていかなければならない、そういうことを担保しながら一定の方向性を示すということはそろそろお願いしたいと思っている。

私からは以上である。

委員長

ほかの方、ご意見、ご質問あるか。そろそろ方向性をという話もあるが、今日のご意見だけ伺っておくということでもよろしいかと思うが、いかがか。

教育長がおっしゃったことはもっともなことだと思うが、ただ1点、教員がゆとりの時間ができたというようなことや、触れ合うことができたというのはなかなか外部の人には見えにくい部分なので、現場に直接にいる人と保護者との認識の差が出るのは当然だろうと私は思うが、それにしてもあまりにも差が大きいというご意見も一方ではあると思う。

だから新たな三学期制に移行するとしても、せっかくゆとりができたものをまたもとのように、毎日駆けずり回るような忙しさにならないような工夫も、新たな三学期制を考えていくときにはぜひ大事な観点だろうと私としては強く思っている。

外松委員

ただいま教育長と委員長が、私が言いたかったことをお話ししていただいたので、私もいろいろ言わせていただいているから、もうそろそろ決めたほうがいいのではないかと思っている。

委員長

いかがか。

安藏委員

私も同じように思っている。いずれにしても、これから新たな方向性が一番大切だと思うので、それぞれの問題をできるだけクリアできるような形の検討をこれから積極的に、大いに議論していただいでつくり上げていっていただきたい。

長島委員

私も皆さんと同じで、検討委員会は非常に大事だと思うので、間違った検討をしないように進めていただければよろしいかと思う。

外松委員

少しつけ加えて。委員長もおっしゃっていたが、検証委員会で調べてまとめてくださった結果などを読ませていただいても、二学期制に関しては、小学校の先生方はかなり二学期制のよさを実感しておられているわけである。しかしそれが保護者の皆様には伝わっていないという。だから三学期制に移行するに当たっても、お知らせするときには二学期制のよさも皆さんにもう一回公表していくと思うが、その辺、少しでも保護者の方や区民の皆様にも、やってきた現場の先生方のよさの意見が伝わるような示し方ができればいいかと思う。よろしく願います。

委員長

幾つかまとめていただいた課題のほかにも課題はかなりあるかと思うが、皆さんの今の意向を伺うとほぼ、新たな三学期制へ移行するというを前提にして検討委員会を立ち上げて、十分そこで検討していただくという方向性が出されたように今、私としては考えているが、そういう方向でよろしいか。

長島委員

最後によろしいか。保護者の立場だとわからない部分がある。二学期制と三学期制というのは時期の問題であって、先生に実際どういう問題があって、子供たちの間でどうなっているかというのはほとんど見えない。ましてうまくいっている場合はほとんどわからないし、うまくいっていない場合はそれが表に出てくるのではっきりするが、それが直接二学期制に問題があったかどうかというのもわからないので、保護者からすると二学期制と三学期制の区別があまりつかないと私は思う。

では、先生方にとってどうかというと、先生方に聞くと、それぞれ温度差はあっても三学期制をやられていて二学期制になった先生は二学期制は余裕があったという。

また二学期制しか経験していない先生もいらっしゃる。先ほど学生時代に経験されているからおおむねという話だったが、おそらく、学生時代は全然関係ないと思う。

最終的には二学期制か三学期制かというよりも子供たちにとって、一番よいようにやってほしい。今のお話の中でいくと三学期制のほうが日本に合っているような感じが私個人としてはあるので、そういったこともあるが、現在の二学期制がよいと思っている先生方にとっても今度の三学期制はいいなと思ってくれるように検討委員会で話し合っていていただければと思った。

委員長

いろいろな課題があって大変難しいことだと思うが、今、皆さんが望む姿をおっしゃっていただいたかと。本来であれば今、長島委員がおっしゃったように子供たちの育ちにとってどうだったのか。例えば学力面、それから精神的な面、心の面、そういった面で、二学期制と三学期制でこのように違うのだということが明らかになれば非常に話も進めやすいのだが、そのデータというのはつかみにくいものであるから、側面からいろいろなことでも検討してきたのが今までの状況だったかと思う。

検討委員会には注文をたくさんつけたような会となったが、注文というか期待をいたして新たな三学期制を検討する検討委員会を立ち上げていただいて、本委員会としては新たな三学期制に移行するという結論をここで出したいと思うが、よろしいか。

教育振興部長

先ほど外松委員からも学びの連続性というのはどういう補習授業をやっているかと、そういうことは新たな三学期制でも非常に重要なポイントであるので、その資料を出させていただいた上で一定の方向づけをしていただければ、直ちに検討委員会も立ち上げたいと思うので、若干資料を出させていただきたい。

それから、二学期制から三学期制に変えた区市町村もあるので、そこがどういう枠組みで二学期制から三学期制に移ったのかということについてもご報告させていただきたいと思うので、その上で方向性を出していただければありがたいと思っている。

外松委員

委員長、申しわけない。もう一つお願いしたいことがある。夏季休業前に面談をやっている学校の数とか、そういうものも教えていただいて、これから先、年間を見通して三学期制になったときに、どこで必要な面談の機会を設けるかどうか、そういうことも特に小学校の場合は非常に大切になってくると思うので、その辺も今後の柱を立てるためにはお願いしたいと思う。

教育長

大変大事な案件なので、確かにそろそろと私、申し上げたけれども、ぎりぎりまで議論を尽くして結論を出すべきだと思うので、今日結論を出すというのではなくて、

仮に教育委員会として新しい三学期制にしましょうということになったとしても、では、いつごろの時期がよいのかぐらいはやはり、教育委員会である程度方向性を決めておかないと、検討委員会いつまで検討すればいいのかということがあると思う。その辺は次回議論できるような資料をお示しさせていただきながら、次回あたりということで、結論を出すのも含めていかがか。今、外松委員からも資料要求があったので。

教育振興部長

次回以降、資料をお出ししたいと思うが、あわせて先ほど長島委員から検討会のメンバーはどうなのだろうかというお話もあったので、検討会を仮に立ち上げるとしたらこういうメンバーで考えたいというような資料もお出ししたいと思うので、よろしく願いしたいと思う。

委員長

そのような資料というのはほぼ三学期制に移行することが前提のような感じが私としてはあったので先ほど結論を急いだが、一応方向の流れとしてはそういう方向にしながら話を進めていくということで、もうしばらく、検討委員会に丸投げするのではなくて、いつごろの時期とか、もう少し具体的な中身をお示しし、そして検討委員会に依頼する

という形をとりたいと思うので、本日はこの件に関しては「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、次回またよろしくお願ひしたいと思う。

協議(2) 平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。

協議(2)平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。前回の協議で、今年度の点検・評価のテーマを練馬区教育振興基本計画から子育て家庭への支援と子供の居場所づくり事業、練馬区次世代育成支援行動計画から児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実の基本施策を選択し、両基本施策のうちの児童放課後事業に係る部分をテーマと決定した。

本日は資料が提出されたので、説明をお願いする。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

では、各委員のご意見、ご質問をお受けする。また、追加の資料要求などもあれば伺う。

外松委員

まず、1枚目をめくって裏面であるけれども、区立学童クラブのほうで待機児童が174名、それに対して空きが、これはカウントの仕方はいろいろあるだろうが、392名とって、非常に需要の偏在があるというお知らせをいただいたが、この需要の偏在、すごくもったいないと数字だけ見れば思うが、需要の偏在についてももう少し詳しく教えていただけたらと思う。

子育て支援課長

実は学童クラブについては条例上定員があって、35名、40名というような定員がある。需要があればさらにそれを、例えば上限60名まで受け入れることをやっている。今回お示したのは受け入れ上限60名に対する空きということで、お示しさせていただいたところである。

その傾向であるが、区立学童クラブは92カ所あって、小学校は65カ所ということ

であるから、小学校の数以上あるということで、一つの学校で複数の学童クラブが対応しているようなところがある。そういうところでは偏在が顕著であるが、学校内は非常に興味があるというか需要があるが、一方では、小学校から少し遠い児童館や地区区民館の学童クラブでは空いている状況が顕著かと考えているところである。裏を返せば学童クラブの校内需要は非常に高いということが大きくあらわれていると思っているところである。

こども家庭部長

理由はただいま子育て支援課長が申し上げたとおりであるが、保育園と違って学童クラブは学区に、逆に言えばその小学校であるかないか、空いているか空いていないかである。ご希望する小学校で学童クラブが空いていない。隣の校区の小学校が空いているというようなバランスがどうしても出てまいる。

私どものほうでは教育振興部のご協力も得て、学童クラブが隣の学区にあるのであるということについての指定校変更は認めていただく方向で近年ご努力いただいて、そういうような理由での指定校変更は弾力的に対応しているが、どうしてもその学校で空いているか、空いていないかとなると、174人空いていない、待機児童が出る一方で、400人近い別の校区では空きが出てしまうというようなところがある。

そういった意味で、保育園と違って、どこかにつくれば学区に関係なく集まってくるというようなところでないところに、ある意味で学童クラブの難しさがあるものと考えている。

外松委員

ただいまの部長のお話を伺って、教えていただきたいのだが、例えば自分が在籍している学校の学童クラブは定員がいっぱいであると。しかし自宅からさほど遠くはない学校は空いているとなった場合は、一番は本人だが、本人と保護者が納得すれば、在籍校ではない隣の学校の学童クラブに入るといったことは可能なのか。

子育て支援課長

それは可能であるし、現実としても隣の校区に当たる学童クラブに行っているお子さんは実際にいらっしゃる。

外松委員

では、そういうご案内はできるということか。

関連して、校内にある学童クラブに行けなくて児童館とか、そういう他の施設に行っていて、人数が少なくして何か課題があるとか、そんなことは特にはないのか。

子育て支援課長

在籍児童の少ない学童クラブが発生しているのは現状ある。この4月1日時点で、一番少ないところだと15名というようなところもある。保育そのものはその程度の人数がいれば当然指導員もきちんと配置して、特に運営上は問題なくできている。

委員長

ほかの方がいいか。

長島委員

品川区や渋谷区とは大分子供たちの放課後の居場所の考え方が違うように思う。できれば他区の、また他区でもひろば事業はやっていると思うので、他区がどういうふうに取り入れているかというのは、もし資料があればいただければと。

委員長

資料請求ということでよろしいか。

長島委員

はい。

外松委員

同感である。

委員長

他区の状況を知りたいということで、資料のご用意をお願いしたいと思う。
ほかの方。

外松委員

よろしく願います。私も同感である。練馬区は2本立てで放課後の受け入れをしているが、ほかはどうなのか知りたいと思う。

子育て支援課長

資料はご用意する。特に昨年、板橋区で全ての児童の事業、練馬区でいう学校応援団ひろば事業と学童クラブ事業を包括した事業をやっていたが、学童クラブの機能を今までは担保していたのをやめると新聞紙上をにぎわせたということもあった。それも含めて他区の事例をまとめてお出ししたいと思う。

委員長

ほかにご意見、ご質問。

外松委員

ひろば事業について教えていただきたいのだが、課題にもあったがスタッフの確保がとても大変だと。本当にどのひろばでも、事業を実施していく上でスタッフを確保するのは本当に大きな、大きな課題なので、その辺は大変なことだろうと思うが、具体的に運営している皆さん、どういうふうにしてスタッフの確保をなさっているのか伺えたら

と思う。

子育て支援課長

私どもで調べた中で、スタッフの数は昨年度末、1校当たり70人ぐらいいることになっているが、実際に運用していく中ではなかなかやはり、実際に動けるスタッフの確保が難しいというのを聞きしたところである。

実際の確保策であるが、子供に直接関わる事業でもあるので、やはり一般の方を公募するわけにはいかないということで、現実的には学校に在籍している保護者とか、ある程度信頼のおける人というようなことで、口コミで募集されているようなことがどうも主だと聞いている。

苦労しているところは、現在の保護者、現在のPTAにお願いしてやることについて、広がっているところはわりあいうまくいっているが、保護者も仕事をしていたり忙しくてなかなか困難だということについてはスタッフの新たな確保は非常に難しく、同じスタッフがずっとやっていて、どんどん抜けていって動けるスタッフが少なくなるという、こういう苦労をしているところもある。

委員長

ほかにいかがか。よろしいか。

安藏委員

今、保育園の待機児解消から始まって、保育園等の定員を増やしているが、それが今度小学校に行くとということで、学童クラブの利用希望者はすごく増えてくるのだろうと思うが、学童クラブに関してもそれなりの数を増やすとか、そういうことを考えているか。

それか、ひろば事業との事業内容を見ると少し違うような感じもするが、今お話いただいた学校によっては週に1日か2日ぐらいしかやっていないというような学校もあるということ考えたときに、学童クラブにかわるものではないだろうし、その辺をどんなふうに捉えていらっしゃるのかなど。

こども施策企画課長

お尋ねのところについてであるが、さきの第3回定例会の中でも区長、あるいは教育長からも話をさせていただいているが、今現在、区では新たな放課後児童対策ということで、安藏委員からもご指摘があったように、1つは学童クラブの待機児童、あるいは地域偏在の問題、入りたいけれどもなかなか入れないお子さんがいらっしゃるという課題と、それからひろば事業のほうで抱えている課題、それぞれの課題をそれぞれに解消していくべく新たなスキームを検討しているところである。それぞれの例えば学童クラブの定員、入れないお子さんがいることに関しては、やはり学童クラブニーズがあるということであるので、他の区の先行事例なども参考にはしているが、練馬区としてはきちんと学童クラブ需要に応える形でのスキームにしなければならないと考えている。

それから、一方でひろば事業のほうについても同じように今ある課題があるので、こ

れをあわせて、うまく融合したような新たな事業をつくっていければということで、ただいま検討しているところである。年末に素案を公表する予定である。区政運営の新たなビジョン、こちらの中でこの概要についてはお示ししていきたいということで、現在検討を進めているところである。

委員長

では、先ほど他区の状況についての資料請求と、それから、今、練馬区の中でも検討をされているようなことであったので、今日の話についてはこの辺で、次回に継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、この件については「継続」ということにしたいと思う。
少し緊急の話が必要ということになったので、ここで中断したいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、第18回教育委員会定例会を終わる。